

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
東京港監督補助業務 R3.4.1~R3.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	株式会社ボルテック 東京都千代田区神田1丁目8番1号	5010401047320	一般競争 (総合評価)	270,494,300	220,000,000	81.0%	
東京港施工及び調査関係資料作成業務 R3.4.1~R4.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3丁目3番1号	5010005002705	一般競争 (総合評価)	43,315,222	40,700,000	93.9%	
東京港施工状況確認補助業務 R3.4.1~R4.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3丁目3番1号	5010005002705	一般競争 (総合評価)	27,049,430	24,915,000	92.1%	
東京港中央防波堤外側地区航路・泊地(-16m)深浅測量 R3.4.19~R3.6.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月19日	株式会社東京久栄 東京都千代田区岩本町2丁目4番2号	9010001061230	一般競争 (総合評価)	3,586,000	2,805,000	78.2%	
東京港中央防波堤外側地区航路・泊地(-16m)磁気探査 R3.4.19~R3.6.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月19日	日本ジタン株式会社 東京営業所 東京都大田区東蒲田1丁目2番5号	5290801002921	一般競争 (総合評価)	8,712,000	6,908,000	79.2%	
令和3年5月分 該当なし									
令和3年6月分 該当なし									
令和3年7月分 該当なし									
東京港中央防波堤外側地区土質調査 R3.8.5~R3.11.12 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年8月5日	川崎地質株式会社 関東支社 東京都港区三田2丁目11番5号	7010401037591	一般競争 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	43,230,000	36,520,000	84.5%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額
令和3年4月分 該当なし							
令和3年5月分 該当なし							
東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 R3.6.8～R4.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年6月8日	公益社団法人東京湾海難防止協会 横浜市中区住吉町四丁目4番1号 関内トーセイビルビルII202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募プロポーザル)	38,005,000	38,005,000
令和3年7月分 該当なし							
令和3年8月分 該当なし							
東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査 R3.9.6～R4.3.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年9月6日	三洋テクノマリン株式会社東京支社 東京都中央区日本橋堀留町一丁目3番地17号	2010001044539	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募プロポーザル)	42,471,000	41,690,000
令和3年度 臨港道路構造物計測技術検討業務 R3.10.6～R4.3.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年10月6日	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1丁目14番2号	2010005018571	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (簡易公募プロポーザル)	16,544,000	16,489,000
令和3年11月分 該当なし							
令和3年度 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル施工法検討業務 R3.12.21～R4.6.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年12月21日	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3丁目3番1号	5010005002705	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募プロポーザル)	16,082,000	16,060,000
令和3年度 東京港におけるマリーナ・小型船舶の活用による災害時輸送に関する検討業務 R4.1.11～R4.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和4年1月11日	一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会 東京都千代田区麹町4丁目5番地(海事センタービル2階)	6010005018733	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (簡易公募プロポーザル)	5,445,000	5,313,000
令和3年度 東京港国際海上コンテナターミナル整備効果検討業務 R4.2.22～R5.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和4年2月22日	中央復建コンサルタンツ株式会社東京本社 東京都千代田区麹町2-10-13	3120001056860	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (簡易公募プロポーザル)	12,958,000	12,320,000
令和4年3月分 該当なし							

令和3年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区
国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務

本件は、下記の理由により公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

「Y2岸壁を利用する船舶の離着岸の状況を考慮した安全対策における着目点について」

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、工事海域が船舶の操船に及ぼす影響を考慮したビジュアル操船シミュレーション実験の実施条件に着目し、その実験結果を踏まえた航行安全対策を検討・策定するための手順等、優れた技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をするものである。

令和 3 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 東京港国際海上コンテナターミナル整備事業環境調査

本件は、下記の理由により三洋テクノマリン（株）と随意契約致したい。

記

本業務は、東京港国際海上コンテナターミナルの整備に際して、東京都環境影響評価条例に定められている工事完了後の事後調査を実施し、環境影響評価書における予測・評価との比較検証を行うものである。また、臨港道路南北線の環境影響評価に関する資料作成を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、環境影響評価の事後調査計画書に基づく大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、廃棄物、景観の多岐に渡る分野の環境調査に関する知見を有するとともに、環境影響の比較検証については、事業背景及び事業特性を理解し、港湾物流、各種環境基準及び東京都環境影響評価条例はもとより、環境保全対策等の多岐に渡る環境分野に精通し、最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『事後調査計画書による調査の実施、並びに環境影響評価書の予測及び評価に対する事後調査結果の検証において留意すべき事項』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った三洋テクノマリン（株）を特定した。本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、三洋テクノマリン（株）と随意契約をするものである。

令和 3 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 臨港道路構造物計測技術検討業務

本件は、下記の理由により（一財）沿岸技術研究センターと随意契約致したい。

記

本業務は、臨港道路における構造物の挙動を把握するモニタリングシステムの計測データの評価と信頼性を検証し、その結果を基に各種点検の省力化と重点化を行い、予防保全対策に資する維持管理の効率化と高度化のための検討を行うものである。

業務の遂行にあたっては、橋梁にかかる設計、施工、予防保全に関する知見を有するとともに、橋梁にかかる計測技術など、橋梁に関する総合的かつ高度な知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『モニタリングシステムの計測データと計測器機の信頼性を検討するうえでの着眼点について』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った（一財）沿岸技術研究センターを特定した。

本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、（一財）沿岸技術研究センターと随意契約をするものである。

令和3年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港中央防波堤外側地区国際コンテナターミナル施工法検討業務

本件は、下記の理由により（一財）港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

記

本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル（Y3）について、別添図に示す構造（岸壁本体はジャケット構造、既設護岸は二重鋼管矢板構造）における施工方法等の検討を行うものである。

本業務で検討する施工箇所は隣接岸壁が供用中での施工となるため、施工検討に当たっては、隣接岸壁に入出港する船舶に与える影響、或いは隣接岸壁に影響を与えない近接施工、第一航路の航行船舶等を考慮した検討が必要となること、また、羽田空港の空域制限も施工に関連することから、受注者には幅広く高度な港湾・空港工事に関する総合的かつ最新の知見が必要である。

そのため簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、特定テーマ「供用中の岸壁が隣接し、かつ空港に近接する施工箇所における施工方法を検討する上で留意すべき事項」について技術提案を求めた。

提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った（一財）港湾空港総合技術センターを特定した。本業務の実施方針及び特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く専門的な知識と豊富な経験を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、（一財）港湾空港総合技術センターと随意契約をするものである。

令和 3 年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港におけるマリーナ・小型船舶の活用による災害時輸送に関する検討業務

本件は、下記の理由により (一社) 日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約致したい。

記

本業務は、首都直下地震等の大規模災害時における小型船舶による災害支援活動を想定し、東京港におけるマリーナや船着場の健全性を考慮したうえでの小型船舶の災害時輸送への活用方策などの検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、マリーナや小型船舶に関する運用や災害時に対応可能な機能などの様々な知識を有するとともに災害支援活動における行政機関との連携などに関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『マリーナ・小型船舶の活用による災害時輸送の検討を行ううえでの着眼点』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った (一社) 日本マリーナ・ビーチ協会を特定した。

本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、(一社) 日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約をするものである。

令和3年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港国際海上コンテナターミナル整備効果検討業務

本件は、下記の理由により中央復建コンサルタンツ(株)と随意契約致したい。

記

本業務は、国土交通省の定める事業評価の手法に基づき、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル（Y2，Y3，東京港臨港道路南北線）の整備事業について、その整備効果の分析・再評価するものである。

本業務の遂行にあたっては、東京港における将来コンテナ取扱量や交通量の推計等にかかる様々な情報の収集や社会経済状況の分析や予測を行い、それを基に費用便益算出や整備効果分析を行うことが必要となるため、事業評価にかかる情報収集やその分析の能力等、広範な分野にわたる高度な知識、経験、技術力を有していることが必要である。

上記のことから、簡易公募に準じた総合評価型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

『東京港における将来のコンテナ貨物量と臨海部における交通量の推計を行ううえでの着眼点』

本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、優れた技術提案を行った中央復建コンサルタンツ(株)を特定した。

本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。

よって、会計法第29条の3第4項により、中央復建コンサルタンツ(株)と随意契約をするものである。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和3年8月分 該当なし									
東京港湾事務所昇降機設備部品交換業務	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年9月28日	ジャパンエレベーターサービス城南株式会社 東京都千代田区東神田1-11-2	3010001165219	一般競争入札	2,350,324	2,035,000	86.5%	
令和3年度 東京港湾業務艇用船	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年9月30日	東亜建設工業株式会社 東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	3011101055078	一般競争入札	113,174	110,000	97.1%	単価契約予定調達総額は消費税込¥4,787,200
令和3年10月分 該当なし									
令和3年11月分 該当なし									
令和3年12月分 該当なし									
令和3年度 東京港湾事務所給水ポンプユニット交換	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和4年1月11日	株式会社アクアフレンド 埼玉県川口市大字峯8-4-7番地の18	1030001110281	一般競争入札	2,782,264	2,530,000	90.9%	
令和4年度 東京港湾事務所で使用する電気の需給	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和4年2月14日	ゼロワットパワー株式会社 千葉県柏市若柴1-7-8番地4柏の葉キャンパスKOIL	1040001089656	一般競争入札	2,772,942	基本料金 (円/キロワット・月) 1,578.72	92.0%	単価契約 予定調達総額 2,550,058円

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
土地使用料(海の森二丁目及び海の森三丁目のうち)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	12,995,260	12,995,260	100.0%		
土地使用料(海の森二丁目1番地先)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	5,631,120	5,631,120	100.0%		
土地使用料(10号地その2地区)(その1)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	2,662,880	2,662,880	100.0%		
土地使用料(10号地その2地区)(その2)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	66,679,200	66,679,200	100.0%		
目的外使用料(木更津港富津地区)(その1)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-26	令和3年4月1日	木更津港湾事務所 千葉県木更津貝渕3-13-34	4000020120006	予決令第99条第16号	2,247,300	2,247,300	100.0%		
東京港湾業務艇棧橋使用料一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年4月1日	新木場二丁目地区建設業協議会 東京都江東区新木場2-3-1	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙4-1のとおり	2,236,556	2,236,556	100.0%		
土地使用料(10号地その2地区)(その4)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年5月26日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	6,657,200	6,657,200	100.0%		
土地使用料(10号地その2地区)(その5)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年5月26日	東京都東京港管理事務所 東京都港区港南3-9-56	8000020130001	予決令第99条第16号	14,421,000	14,421,000	100.0%		
令和3年6月分 該当なし										
目的外使用料(木更津港富津地区)(その2)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年7月1日	木更津港湾事務所 千葉県木更津貝渕3-13-34	4000020120006	予決令第99条第16号	1,407,300	1,407,300	100.0%		
令和3年8月分 該当なし										
目的外使用料(木更津港富津地区)(その3)一式	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	令和3年9月30日	木更津港湾事務所 千葉県木更津貝渕3-13-35	4000020120007	予決令第99条第16号	938,200	938,200	100.0%		

令和3年度

東京港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 東京港港湾業務艇棧橋使用料

本件は、下記の理由により新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約致したい。

記

本件は、当事務所が所有する港湾業務艇「江戸」を係船するため新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋を使用し、その料金を支払うものである。

当該港湾業務艇を係船できる施設を探した結果、近隣においては新木場二丁目地区建設業協議会所有の棧橋以外に使用可能な施設がなかった。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、新木場二丁目地区建設業協議会と随意契約をするものである。